

令和4年5月以降に発生した雹害に対する 自然災害果実加工利用促進等対策事業の実施について

1 対策の対象とする品目及び都道府県

- 被害面積の割合が高く各品目の国内需給に与える影響が大きい品目及び都道府県（下表）

県名	対象品目
山形県	りんご、西洋なし
福島県	日本なし、りんご、あんず、もも、西洋なし、ぶどう、すもも
群馬県	うめ、日本なし、すもも、もも
埼玉県	日本なし
千葉県	日本なし

※以下を目安に判断。

- ① 都道府県が果樹農業振興計画に定める品目であること。
- ② 被害園地の面積が、各都道府県の結果樹面積の概ね2割、若しくは、全国の結果樹面積の概ね5%を超えること。又は、県内において特に産地を区分できる場合は、被害園地の面積が、当該産地において結果樹面積の概ね20%を超えること。

2 支援概要

- ① J A 組織、加工業者や農業者が被害果実を共同選荷施設等で選別するために要した掛り増し労賃*の1/2を支援する。
- ② J A 組織や加工業者が実施した、被災によって発生した加工原料用果実の運搬費用、一時保管費用の冷蔵庫の借上等に係る掛り増し経費*の1/2を支援する。
- ③ 被災によって軽度の被害が生じた果実や果実加工品（ジュース等）を「訳あり」商品等として販売する場合のPRや会場借料等の販売促進活動に要する経費の1/2を支援する。（①、②の取組と組み合わせることが条件）

※直近3年平均と比較した経費の掛り増し分とする

<<自然災害被害果実加工利用促進等対策事業>>

自然災害被害果実加工利用促進等 対策事業による取組

自然災害による傷害果 の発生

- ・台風
- ・霜害
- ・ひょう害 等

<なしの例>

ひょう害で傷がついた枝



ひょう害による傷果の発生



○生産・出荷段階 対象果実の分別収穫・出荷の実施

<取組内容の例>

- ・農家向けチラシ・目ぞろえ会等による分別等の取扱いの周知
- ・園地における分別収穫・集荷
- ・加工原料用果実の段階的出荷のための一時貯蔵



ケーキになればキズがあっても同じだね！

○流通・消費段階 対象果実やその加工品の消費拡大の支援

<取組内容の例>

- ・消費者向けリーフレット・ポスターによる周知
- ・キャンペーンの開催(試食会、区分販売)



見た目は良くないけどおいしいね！

被害果実の
有効活用

農家の経営
安定